

静岡県告示第741号

静岡県収入証紙の売りさばき人並びに元売機関及びその業務を行う店舗の指定（平成4年静岡県告示第352号）の一部を次のように改正する。

令和7年11月25日

静岡県知事 鈴木 康 友

改正前

1（略）

2元売機関及びその業務を行う店舗

元売機関名	証紙の売渡し 業務を行う店 舗	所在地
株式会社静岡 銀行	<u>土肥支店</u>	<u>伊豆市土肥 669番地の2</u>
	本店	(略)
	(略)	
	吉田支店	(略)
	<u>御前崎中央支 店</u>	<u>御前崎市池新 田2525番地の 3</u>
	小笠支店	(略)
	(略)	
(略)		

改正後

1（略）

2元売機関及びその業務を行う店舗

元売機関名	証紙の売渡し 業務を行う店 舗	所在地	
株式会社静岡 銀行	本店	(略)	
	(略)		
	吉田支店	(略)	
	小笠支店	(略)	
	(略)		
	(略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、令和7年11月28日から施行する。